



## 1

施術前に、**症状や負傷原因**を正確に伝えましょう

### なぜ？

**健康保険が使える範囲は限られているからです**

柔道整復師の施術で健康保険が使えるのは、急性のケガの場合だけです（筋肉痛や肩こり、慢性腰痛では使えません）。また、業務中や通勤途中のケガの場合は労災保険の適用となりますので、そもそも健康保険は使えません。この他、交通事故によるケガの場合は、当座の治療費の負担軽減のため健康保険が使えますが、健保組合に連絡をすることが必要です（この取り扱いは保険医療機関でも変わりません）。

#### ★健康保険が使える症状

打撲および捻挫（肉離れを含む）、骨折\*、脱臼\*  
※ 応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

## 2

施術後は、**施術内容を確認**のうえ申請書に署名しましょう

### なぜ？

**誤った請求を防ぐためです**

「療養費支給申請書」は、本来患者が健保組合へ申請するものですが、患者の利便性向上のために、代わりに柔道整復師が作成・申請しています。ここで間違いがあると、健保組合へ誤ったまま請求されてしまいます。

柔道整復師への支払いは、みなさんの保険料から行われていますので、施術内容を確認するのは最低限の患者のマナーといえます。白紙の申請書に署名・捺印をするのは絶対に避けましょう。

## 3

**領収証**は必ずもらい、**保管**しておきましょう

### なぜ？

**健保組合から施術内容の確認をすることがあります**

健保組合では、誤った請求がないか申請書をチェックしていますが、記載事項だけでは判断がつかないことがあります。そのような場合、みなさんに施術内容を確認することもありますので、領収証は必ずもらって保管しておいてください。

この際、柔道整復師へ伝えた内容等、受診のメモも残しておくことで照会がスムーズに進みます。

整骨院・接骨院では、「柔道整復師」と呼ばれる専門家が施術を行っています。  
「各種保険取扱」などと表示されていますが、保険証を使ってかかることができる施術は限られていますのでご注意ください。

# 整骨院・接骨院の「柔道整復師」にかかるとき

健康保険でかかるときは、ルールを守ってください

柔道整復師は、医師ではありません。そのため、健康保険を使う場合は、病院とはルールが異なります。もちろん、健康保険を使わずに全額自費でかかる場合は問題ありませんので、保険証を使う場合のみ左のルールを守ってかかるようにしてください。

一部の柔道整復師による健保組合への不正請求の問題が指摘されています。近年、柔道整復師にかかる療養費は増加傾向にあります。この支払いはみなさんの保険料から行われるものです。大切な保険料を適正に使うためにも、ご協力をお願いします。

万一健康保険が使えないケースで施術を受けた場合は、後日全額返金を求められることもありますので十分ご注意ください

